

○厚生労働省告示第二百二十一号
特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成二十八年九月三十日とする措置を次のよう指定する。
平成二十八年五月六日

厚生労働大臣 塩崎恭久

対象となる特定権利利益	対象者
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項第一号の規定に基づく保険機関又は保険薬局の指定(平成二十八年熊本の地震に際し、災害救助法(昭和二十二年法律第一百八十八号)が適用された市町村の区域に係るものに限る)に係るものに在る保険医療機関又は保険薬局を有する者	特定被災区域内に主たる事務所を有する者(平成二十八年五月十三日まで成る満了する者の有効期間がで満了する者を除く)
職業安定法(昭和二十二年法律第一百四十一号)第三十条第一項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者(平成二十八年五月十三日まで成る満了する者の有効期間がで満了する者を除く)
職業安定法第三十三条第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者(平成二十八年五月十三日まで成る満了する者の有効期間がで満了する者を除く)
児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の四第二項の規定に基づく養育里親名簿への登録	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法第二十一条の五の三第一項に基づく指定障害児通所支援事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る)	特定被災区域内に事業所を有する者
児童福祉法第二十一条の五の五第一項の規定に基づく障害児通所給付費等の通所給付決定	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法第二十四条の二第一項に基づく指定障害児入所施設の指定(特定被災区域内に在る施設に係るものに限る)	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法第二十四条の三第四項の規定に基づく障害児入所給付費の入所給付決定	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法第二十六条第一項第一号に基づく指定障害児相談支援事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る)	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法第二十四条の二第一項第一号に基づく総合衛生管理製造過程の承認(特定被災区域内に在る)	特定被災区域内に居住地を有する者
食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十三条第一項の規定に基づく総合衛生管理製造過程の承認(特定被災区域内に在る)	特定被災区域内に居住地を有する者
食品衛生法第五十二条第一項の規定に基づく営業の許可(特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る)	特定被災区域内に居住地を有する者
旅館業法(昭和二十三年法律第三百三十八号)第三条の二第一項の規定による旅館業の申請(特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る)	特定被災区域内に営業所を有する者
旅館業法(昭和二十三年法律第三百三十八号)第三条の二第一項の規定による旅館業の申請(特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る)	特定被災区域内に営業所を有する者

医薬品等製品の製造販売業者の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十三条の二第一項の規定に基づく再生医療等製品外國製造業者の認定	医薬品医療機器等法第二十三条の二第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造業の許可（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十四条第一項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可（特定被災区域内に在る店舗に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業を除く。）の許可（特定被災区域内において行わられる業務に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業に限る。）の許可（特定被災区域内において行わられる業務に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十四条第一項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）	労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する法律（昭和四十五年法律第六十五条第一項の規定に基づく労働者派遣事業の許可に係るものに限る。）	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和三十八年法律第六十号。以下「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」という。）	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十号。以下「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」という。）	医薬品医療機器等法第四十条の二第一項の規定に基づく医療機器の修理業の許可（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第四十条の五第一項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第三十九条第一項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）
第五条第一項の規定に基づく労働者派遣事業の許可	第五条第一項の規定に基づく労働者派遣事業の登録	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第六十五条第一項の規定に基づく労働者派遣法）	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十号。以下「労働者派遣法」という。）	医薬品医療機器等法第四十条の二第一項の規定に基づく医療機器の修理業の許可（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第四十条の五第一項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第三十九条第一項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）
特定被災区域内に事務所を有する者	特定被災区域内に営業所を有する者	特定被災区域内に営業所を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に営業所を有する者	特定被災区域内に営業所を有する者	特定被災区域内に店舗を有する者
特定被災区域内に事務所が在る者	特定被災区域内に製造所を有する者	特定被災区域内に製造所を有する者	特定被災区域内に営業所を有する者	特定被災区域内に営業所を有する者	特定被災区域内に営業所を有する者	特定被災区域内に事務所を有する者

介護保険法第四十九条法律第二百一十二条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	介護保険法第四十六条第一項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)
介護保険法第五十三条第一項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定(特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。)	介護保険法第五十四条の二第一項本文の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定(特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。)
介護保険法第五十八条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	介護保険法第六十九条の七第一項の規定に基づく介護支援専門員証の交付
介護保険法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の許可(特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。)	介護保険法第一百五十四条の四十五の三第一項の規定に基づく第一号事業に係る指定事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)
健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第二百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二百六条の規定による改正前の介護保険法(第四十一条第一項第三号)の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定(特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。)	障害者日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十九年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。)(平成十九年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。)の規定に基づく介護給付費等の支給決定
障害者総合支援法第二十九条第一項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所又は施設に係るものに限る。)	障害者総合支援法第五十二条の五第一項の規定に基づく地域相談支援給付費等の地域相談支援給付決定
特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者

障害者総合支援法第五十二条第一項の規定に基づく自立支援医療費の支給認定	特定被災区域内に事業所に係るものに限る)
障害者総合支援法第五十四条第二項の規定に基づく指定自立支援医療機関の指合	(特定被災区域内に在る指定自立支援医療機関に係るものの支給認定)
特定タイプブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法(平成二十年法律第二号)第七条第一項の規定に基づく追加給付金の支給の請求	(特定被災区域内に居住地を有する者)
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第二百二十六号)第八条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項又は第十五条第一項の規定に基づく追加給付金、定期検査費、母子感染防止医療費、世帯内感染防止医療費又は定期検査手当の支給の請求	特定被災区域内に居住地を有する者
難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五号)第七条第一項の規定に基づく特定医療費の支給認定	特定被災区域内に居住地を有する者
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則(平成六年厚生省令第六十三号)第十三条第一項の規定に基づく自立支度金の支給の申請	特定被災区域内に居住地を有する者